

# 社会福祉法人「蘇南会」

## 令和5年度 経営方針並びに事業計画

特別養護老人ホーム矢部大矢荘

矢部大矢荘短期入所生活介護事業所

矢部大矢荘通所介護事業所復健館

矢部大矢荘居宅介護支援事業所

グループホームすみれ

ケアハウス光露館

生活困難者に対する支援事業

社会福祉の増進に資する人材育成事業

---

### 社会福祉法人 蘇南会 基本理念

## 『 老後の尊厳ある暮らしを支える 』

---

昨今では、地域共生社会の促進、また、世界を挙げてのSDGsが推し進められている。どちらも人と人とのつながりや役割の大切さ、一人一人が生きがいを持って持続的に生活できることを求めており、まさに生存権の保障を謳う社会福祉の目的と重なるものである。

蘇南会も「尊厳」という言葉を理念に掲げて事業を進めており、歴史を鑑みても人権を重視する世の中の流れを引率していく役割を担っている。その中で生活困難者支援や社会福祉の増進に資する人材育成事業では、レスキュー事業や技能実習生、特定技能外国人の採用等で公益的な役割を果たしていると思われる。

しかし、ここ数年のコロナ禍においては、感染対策による利用者制限、また、施設内

感染が3件発生し、通常業務の支障により本来の社会福祉の役割が十分果たせない状態が続いている。加えて物品、燃料等の物価高騰に拍車がかかり経営に大きな影響をもたらしている。

このような厳しい中でこそ、地域のつながりや福祉村内での連携を密にし、本来の目的である社会福祉を担う施設として、法人内の立て直しにとどまらず地域貢献を果たしていく必要があると考える。

## 1. 特別養護老人ホーム矢部大矢荘運営方針並びに事業計画

全体目標：

コロナ禍で滞っていた研修受講・資格取得の推進・委員会活動を再開し、ケアの質の向上を目指す。次に感染症による制限を設けていた新規入所を流動的に受け入れ、利用者の獲得に努める。また、新型コロナウイルス感染症にとどまらず様々な感染症に対し感染対策を継続していく。

今年度中に令和6年度から必須となっている自然災害と感染症のBCP（事業継続計画）を作成し、研修・訓練を実施する。

外国人の育成を進めているところであるが、即戦力となるよう新たな目標を掲げ各々の向上心を引き出す。最後に、子育て支援を進め、パパ育休の取得促進や子育てママが仕事をしやすい柔軟な環境を整えることを目標に掲げる。

介護部目標：

- ① 利用者自身の主体性を尊重し生活の質が維持できるように、過介護ではなく残存機能を生かし自立に向けた支援を行う。
- ② 生活の中で楽しいと感じてもらい一瞬やひと時を与えられるような関わりを持ちながら、なじみの関係を作れるように支援を行う。
- ③ ケアプランに沿って、個性や価値観、生活背景を踏まえ、一人一人に必要なケアを考え、自分らしく生活してもらえるように支援を行う。

看護部目標：

- ① 利用者の健康管理を徹底し、疾病の早期発見、早期対応、苦痛の緩和に努め、新型コロナウイルスを含め様々な感染症の感染予防、拡大防止対策を進めていく。
- ② 利用者の病状の適時状況説明や同意をもらうことで家族との信頼関係を確立する。
- ③ メンタルヘルスや健康診断受診後のフォローを適切に行い、職員の健康意識の向上を促す。
- ④ 医療・看護研修やOJTを通し、看介護の質の維持、向上を目指す。

生活相談部目標：

- ① 利用者の気持ちに寄り添えるよう、日々のコミュニケーションを大切にする。
- ② 利用者が施設生活を安心して過ごせるよう、施設職員だけでなく、家族との連携・情報共有も図る。(信頼関係の構築)
- ③ コミュニティソーシャルワーカーとして、実践や研修を通しスキルアップを図る。

機能訓練部目標：

- ① 利用者個々の身体状況にあった訓練内容を計画・実施し、運動機能の維持・向上、疼痛・筋緊張の緩和、関節拘縮の予防に努める。
- ② ベッド上のポジショニングや車いす上でのシーティングを行い、安楽な姿勢の維持、褥瘡形成の予防・改善に努める。
- ③ 看護・介護部と情報共有を図りながら適切な居室の環境整備を行い、利用者の転倒等の事故防止に努める。

栄養部目標：

- ① 栄養所要量を基本に委託業者と協力して、利用者に安全で安心な食事を提供する。

・利用者の持病・嚥下機能、体調に合わせたエネルギー、形態、量は各職種間で検討。

・高齢者の嗜好や季節感、行事などに合わせ、楽しめる食事を提供。

・ミキサー食など形態が下がった利用者も目で楽しめるように工夫し改善していく。

(ソフト食、食事の固さや盛り付け方に留意)

- ② 利用者状況把握に努め、栄養状態改善のため栄養マネジメントを作成し実施する。

・利用者の充実した食生活に向け、心身の状態を職種間で情報を共有し、連携しながら対応する。

## 2. 矢部大矢荘短期入所生活介護事業および介護予防短期入所事業所運営方針並びに事業計画

目標：

利用者の心身の状況、もしくはその家族の疾病やその他の理由により、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある利用者に対して、短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護の提供を行うことで、利用者本人の生活支援、また、その家

族への介護軽減を行うことで在宅生活の継続が図れることを主たる目標とする。

#### 運営方針

- ① 利用者の要介護状態の軽減・悪化防止に努め、日常的に必要な援助を行う。
- ② 認知症利用者の生活に刺激を与え、また尊厳のある生活を送ることができるよう支援する。
- ③ サービス提供が5日以上に及ぶ時は、短期入所生活介護計画に基づきケアを提供し画一的なものとならないように配慮する。
- ④ サービス提供は、基本的に指定介護老人福祉法に準ずる基準で行い、利用者・家族にサービスの提供方法について、丁寧に説明を行う。
- ⑤ 利用期間中の健康管理に配慮し、異常がある場合は速やかに適切な対応を行う。特に感染症には注意を払い、初冬の利用にあたってはインフルエンザ予防接種の接種確認は必須とする。
- ⑥ 随時利用者および家族の苦情・相談等の対応に努める。必要時は関係機関・事業所・担当介護支援専門員との連携を図り、安心して短期入所利用および在宅生活が続けられるようにする。
- ⑦ 利用者の所持品の管理確認を徹底し、トラブルのない短期入所の利用ができるよう各部署の連携を図る。
- ⑧ 利用期間中および送迎サービス中の事故防止に十分に注意を払う。

### 3. 矢部大矢荘通所介護事業所「復健館」運営方針並びに事業計画

目標：

生活に密着したサービスの提供

利用者が在宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の介護および機能回復訓練を行うことにより、その人らしい生活を送る「尊厳ある暮らし」を目指すものであり、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の向上、ならびに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

#### 運営方針

- ① 在宅生活の維持に係るサービスの提供  
地域包括システムの円滑な導入に伴い、地域との結びつきを重視し、関係市町村、保険者、居宅介護支援事業所等、その他サービス提供を行う他事業所と連携を図り、利用者が一貫したサービスを利用できるように努める。
- ② 心身機能維持向上訓練・生活行為向上訓練に至る総合的な機能強化

居宅介護支援計画に基づき、居宅訪問や本人、家族、関連機関の各事業所との連携を密にし、個々の能力に合わせた計画を作成する。また、地域資源を有効に活用し、きめ細やかなサービスを提供する。

特にリハビリにおいては、専門職の意見を仰ぎ、日常生活の自立ならびに介護負担軽減に効果的につながるような活動を提供する。

総合事業（通所型サービスA）については介護予防の強化を目標に掲げ、機能維持向上訓練、自立した生活の維持ができるような活動を導入していく。

事業所内だけのサービス以外にも社会資源を活用し、買い物やお出かけ等、利用者のニーズに応じたサービスを提供し、はりのある生活を支援する。

家庭的な雰囲気のある温かい食事、季節感のあるメニューを提供する。

#### ③ 認知症者の受け入れ

早期診断、治療、介護の流れの中で、適時、適切な対応を行う。

中度、重度者の受け入れについては、医師、介護支援専門員との連携を取りながら、利用目的を把握し安全と安心を図っていく。

#### ④ 職員の質の向上

「テクニカルスキル」ばかりでなく、状況判断、コミュニケーション能力、チームワーク等の「ノンテクニカルスキル」の向上のための研修を取り入れる。

#### ⑤ その他

利用者の急変時に備えマニュアルの確認を定期的に行い、速やかにかかりつけ医や専門医療機関に受診に繋げる。

BCP（業務継続計画）や虐待防止マニュアルの作成に取り組む。

## 4. 矢部大矢荘居宅介護支援事業所事業の目的及び運営の方針

### 目的：

本事業所は、介護保険の理念に基づき、在宅の要介護者、要支援者に対し、ご本人、ご家族のとの信頼関係を大切にしながら住み慣れた地域での生活、自宅での生活が継続できるように支援することを目的とする。また、より質の高いケアマネジメントの推進に努力することを目標にする。

### 運営の方針：

1. 医療ニーズを有する利用者にとっては、入院時の医療機関への情報提供、退院後の在宅支援、日常の療養支援、急変時の対応など、状況に応じて、医療、介護の連携の要となるように情報交換、共有を図っていく。
2. ケアプランの作成に当たっては、利用者の心身状況の特性を踏まえ、利用者、家族

の意向を尊重しながら、情報分析と課題の整理を行い、利用者の自立支援に向け、適切なニーズの把握と相応するサービスが提供できるように、また、公正中立の立場から、フォーマル・インフォーマルを含めたサービスを計画していく。

3. ケアマネジメントを通じて、医療、介護、福祉の橋渡し役となり、利用者のより良い生活を目指して連携を深めていく。
4. 地域包括支援センターが開催する自立支援型地域ケア会議に参加し、地域課題を抽出し、行政サービスやインフォーマルサービスなどの社会資源の形成、地域包括ケアシステムの構築に関わっていく。
5. 介護の専門職としての質の向上を目指し、事業所内研修の年間計画を作成して実施する。また、事業所外での研修の機会を活かし、自己研鑽に努める。
6. 介護支援専門員実務研修「実習」の受け入れに当たり、実習受け入れ態勢の強化と実習内容の充実を図り、介護支援専門員の育成に協力する。
7. 定期的な居宅会議を開催し、職員間及び事業所全体の情報共有と連携を図っていく。
8. 利用者、家族からの苦情については、真摯に受け止め、職員全員で対応策を検討する。直接的な申し出がない場合も想定されるため、相互に得た情報を躊躇なく職員間で共有できる環境をつくる。
9. 感染症や災害が発生した場合であっても利用者に対して必要なサービスが安定的、継続的に提供できるように業務継続計画を策定して、体制を整備する。

## 5. グループホームすみれ 事業方針並びに事業計画

目標 :

入所者が自分らしさを発揮できる環境を整え、生きいきとした張りのある生活のために何が必要なのかを第一に考え支援を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による生活への影響が長期に渡り続いている。特に身体面での虚弱化（フレイル）が懸念されるため、身体機能向上に向けた活動を取り入れていく。

現在は地域との交流も閉ざされている。今年度はより外出行事も積極的に行い、生活の質の向上や精神面での活性化、認知機能低下防止につなげていく。

運営方針

- ① 個々の入居者のニーズをくみ取り、各入居者の求める自分らしい生活を実現する。  
また、入居者の残存能力を大切に、可能性を最大限生かせる支援を行う。
- ② 入居者がいつまでも住み慣れたホームでなじみの生活が継続できるよう、健康管理や日々の些細な変化に留意し、必要時には主治医、家族と密に連携を取る。

- ③ 健康的で美味しい食事を提供する。また、入居者の経験を生かした昔なじみの料理や季節の献立を共に作り、役割づくりや自尊心の向上につなげる。
- ③ 外部評価時のアドバイスを基に、課題を明確に取り組む。取り込み後は、課題の評価を行い、入居者・家族の安心と満足につなげていく。
- ④ 「グループホームすみれ家族会」の運営を支援し、入居者、家族の要望把握に努め、必要な改善を行う。また、家族との信頼関係を築けるよう報告や連絡を密に行う。
- ⑤ 地域密着型サービスとして、町行政や地域包括支援センターとの協力・連携を図る。  
 コロナ感染症の収束後には地域推進会議や地域行事に共に参加し、地域住民とのつながりを大切にし、地域からも必要とされる事業所作りを目指す。
- ⑥ 近年多発している自然災害や防火安全災害対策を行い、定期的に防災計画の基、防災訓練を行う。入居者の安全を第一にし、備蓄品の管理も随時行っていく。
- ⑦ 日頃から、ヒヤリハット等の事例を通し、事故の未然防止策に取り組む。リスクの原因を究明し、リスク除去を行い、入居者が安全に事故なく過ごせる環境を作る。随時、取り組みの評価と見直しを行い、緊張感を持って業務に当たる。
- ⑧ 感染症の予防対策に重点を置く。令和4年度のクラスターの経験を生かし、再度感染者が出た場合に、速やかに対応できるようBCP計画を作成する。
- ⑩ スタッフ一人一人が、自覚と自信を持って業務に当たれるようコミュニケーションを密にし、些細な気付きや意見が言いやすい環境を目指す。
- ⑪ コロナ禍においてもメリハリのある生活を目指し、レクリエーションや環境に変化をもたせ、新鮮な気持ちで毎日を送れるように工夫する。

## 6. ケアハウス光露館目標・運営方針

目 標：

長引くコロナ禍に加え、円安の進行やウクライナ情勢の影響でもたらされた物価高など、私達の生活にとっても大きな影響を与えている。

特に新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省より2023年5月8日に「2類相当」から「5類」へ変更するという方針が示されており、今まで以上に高齢者へのリスクは高まるものと考えられる。そこで今年27年目を迎える光露館として取り組むべきことは、

- ① 引き続き、高齢者の命を守る行動に力を入れ、高齢者が安心して、快適に生活できるように心がけ支援していく。
- ② 最新のコロナ情報を入手し、行動制限を的確に伝え、入居者のストレス軽

減に努める。

- ③ 職員が抱える不安や精神的ストレスにもしっかりと向き合い、働きやすい環境を提供する。
- ④ 設備の老朽化が進んでいく中、点検等を行い、故障やトラブルを未然に防げるよう努めていく。

上記4本柱を掲げ、職員一丸となり取り組み、蘇南会の理念である“老後の尊厳ある暮らしを支える”につなげる支援を実現する。

#### 運営方針

- (1) 入居者の人権を尊重し、自由でプライバシーが確保される安心した生活を援助していく。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策として、熊本県から発令されるコロナ警戒情報に基づき対応していく。
- (3) 勉強会を通して、入居者一人一人に新型コロナウイルスの事を十分に理解して頂き、毎日の検温、手洗い・うがいの徹底を図り、健康管理に努める。
- (4) 管理栄養士による栄養管理を行い、委託業者(日清医療食品)により、入居者個々の健康状態に合わせた食事を提供する。また、嗜好調査・食事検討会等でニーズを把握し、季節感のあるバラエティーに富んだメニュー、適温での食事を提供する。食事の雰囲気等にも配慮し特に毎月『楽しいランチ・感謝の日』を行ない、食事の楽しさを味わってもらう。
- (5) 新型コロナウイルス感染対策により自粛生活が続いている為、体力面と精神面のリラクゼーションを図る。(体力面…クラブ活動やレクリエーションの充実、精神面…四季の移り変わりを感じてもらえるコーナーを作り、五感へ刺激を与える…e t c)
- (6) 入居者の健康管理に配慮し、年一回の健康診断の実施や各医療機関受診等を援助する。また、介護予防に関する施策も取り入れていきながら、入居者の健康増進を図り、その予防や維持に努める。認知症の予防にも努め、その早期発見、受診等を支援する。
- (7) 介護保険対象の要支援・要介護の入居者に対しては、自立生活が維持できるように、介護保険制度を利用して、個々人にあった生活ができるよう支援する。
- (8) 常に居室は、自主的に整理整頓をしてもらい、快適な生活を送ってもらえるよう援助する。
- (9) 入居者の人格・人権を尊重し、ありのままを受け入れるよう努力し、入居者の相談に適切に対応しながら、精神的ケアに努める。
- (10) 入居者からの日々の意見の受付、また定期的な入居者懇談会の開催等から、

日常生活上でのニーズを把握し対応していく。また、苦情がある場合は、迅速且つ適切に解決するようにする。

(11)職員は、毎月、職員会議や職員研修を行なうと共に各種研修会等に参加し、専門職としての自己研鑽に努める。入居者や家族に対しては、専門的な立場から自覚を持ち、思いやりを持って接する。

(12)常にリスクマネジメントに配慮し、早期の対応や予防的対応を重視する。また年二回以上防災避難訓練(夜間想定・昼間想定)を行う。

(13)職員は業務上知り得た入居者及び家族の個人情報に関する守秘義務を遵守する。

(14)職員は、経費節減の観点から、省エネ・節水等に努める。

## 7. 生活困難者に対する支援事業

目標：

地域社会において様々な生活課題を抱える要支援者に対して、地域貢献活動として相談・援助活動や必要に応じた経済援助活動を実施することにより、緊急的な生活危機の回避・心理的不安の軽減・利用可能な制度への繋ぎになることを目標とする。

運営方針

- ① コミュニティソーシャルワーカー（特養職員兼務）を配置し、生活困難者レスキュー事業として地域で生活課題を抱える方の相談に迅速に対応することで課題の解決に努める。
- ② 経済的援助の必要性を確認したコミュニティソーシャルワーカーは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告する。施設長は、コミュニティソーシャルワーカーからの報告に基づき、経済的援助の可否を決定し、早急に支援に繋げる。
- ③ コミュニティソーシャルワーカーは、施設長の決済後、生活困難者に同行しスーパーや、インフラ関係、不動産業者、サービス提供事業者等に支払いを行い、その後熊本県社会福祉協議会のレスキュー基金で清算する。
- ④ 1 ケースあたりの現物給付による最長支援期間はおおむね1 ヶ月とし、生活支援限度額は10万円以内とする。
- ⑤ 生活困難者は、支援後も繰り返し生活困難状態に陥ることが多いため、終結後の継続的なフォローやサポートを実施する。

## 8. 社会福祉の増進に資する人材育成事業

目標：

外国人人材の受け入れを技能移転という趣旨で実行し、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的に受け入れ、我が国の介護職の社会的評価の向上や介護サービスの質の向上に繋げる。また、地域社会においても今日的な社会課題である介護・看護人材確保のため、法人として人材育成事業を実施する。

運営方針

- ① 在留資格特定技能外国人及び外国人技能実習生の受け入れを実施する。
- ② 法人奨学金制度による資格取得の実施（介護福祉士実務者研修。看護師資格）